

平成23年9月14日

於・総務省10階1002会議室

第970回

電波監理審議会

電波監理審議会

目 次

1. 開 会	1
2. 諮問・報告事項（総合通信基盤局関係）	
(1) 電波法施行規則、無線局免許手続規則、無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の各一部を改正する省令案並びに二・五GHz帯の周波数を使用するため特定基地局の開設に関する指針及び三・九世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設に関する指針の各一部を改正する告示案について （諮問第25号）	1
(2) 周波数再編アクションプラン（平成23年9月改定版）の公表について	7
(3) 700/900MHz帯移動通信システムに係る参入希望調査の結果について	12
3. 付議・諮問・報告事項（情報流通行政局関係）	
○よさこいケーブルネット株式会社及びテレビせとうち株式会社を当事者とした再送信同意に関する裁定処分に係る異議申立ての付議について （付議第2号）	19
(1) 207.5MHz以上222MHz以下の周波数を使用する移動受信用地上基幹放送局の予備免許について（諮問第26号）	24
(2) 平成22年度民間放送事業者の収支状況について	27
(3) 放送法関係審査基準の一部改正について	37
4. 閉 会	41

開 会

○原島会長 それでは、ただいまから審議会を開催いたします。

総合通信基盤局の職員に入室するよう、連絡をお願いいたします。

(総合通信基盤局職員入室)

諮問・報告事項 (総合通信基盤局関係)

- (1) 電波法施行規則、無線局免許手続規則、無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の各一部を改正する省令案並びに二・五GHz帯の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針及び三・九世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設に関する指針の各一部を改正する告示案について (諮問第25号)

○原島会長 それでは、審議に入ります。

まず、本日諮問されました諮問第25号「電波法施行規則、無線局免許手続規則、無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の各一部を改正する省令案並びに二・五GHz帯の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針及び三・九世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設に関する指針の各一部を改正する告示案について」につきまして、田原移動通信課長から説明をお願いいたします。

○田原移動通信課長 諮問第25号説明資料に沿ってご説明させていただきたいと思います。

本件は携帯無線通信の中継を行う無線局に関する制度整備を行うもので、携

帯電話用の中継局、大規模なもの、小規模なものがございますけれども、こちらに関する基準を設けるものでございます。

絵で見ていただいたほうがわかりやすいかと思っておりますので、4ページをごらんいただければと思います。パワーポイントで書いてある横の絵のものでございます。

携帯無線通信の中継を行う無線局でございますけれども、ものとしては、陸上移動中継局といって外に固定的につけるようなものと、あと陸上移動局として小電力レピータ、これは窓辺に置くようなもので、これらが従来から制度化されているところでございます。各事業者はこういったものを積極的に使っておりまして、それなりの局数もう打たれているところでございます。

レピータというのは、来た電波をそのまま増幅して、またその先に吹くというものでございます。右側の上の絵を見ていただきますと、真ん中の棒のところ、基地局から電波が来まして、左下にある屋内等、この四角の部分でレピータというふうに見ますと、そこがまた増幅して屋内に電波を出すということで、安定した通信を確保するというものでございます。

これらにつきましては、来た電波をそのまま増幅して吹きます。その下の絵、イメージでございますけれども、3Gというのは第3世代の携帯電話の通信の電波だと見てください。上ですと、3Gと書いた第3世代用の携帯電話の波が4波あるといたします。4波を全部増幅して、こういう屋内等に再度吹いているんですけれども、例えば同じ周波数帯で新たに3.9世代のシステムを入れると、同じように電波を増幅して出します。

しかしながら、従来の制度上の規定方式ですと、第3世代の携帯電話は、第3世代携帯用の増幅器、レピータという形で、それぞれ規定しておりました。

またちょっと飛んで恐縮ですけれども、6ページ目でございます。規定の整理イメージとございますけれども、上段、現行として枠が6つございます。こ

これは無線設備規則第49条の6シリーズで携帯電話、あるいは携帯無線通信と同等な無線通信システムをいろいろ規定した条項がございますけれども、例えば赤丸のついている左側のほうですけれども、第49条の6の3、6の4、6の5とございます。こちらについては現在の第3世代のCDMA2000の方式、あるいはW-CDMAの方式、HSDPAの方式等々ございますけれども、こういった第3世代の携帯電話の各方式が各条項に規定されていて、その中に陸上移動中継局、小電力レピータ、この中継を行う無線局の規定がそれぞれ入っております。右側の上の赤丸がついている第49条の6の9は3.9世代のLTE方式と呼ばれる方式の技術基準でございます。このような形で、別々の条項のところにそれぞれ規定がございます。

こうしますと、技術的な面から見れば、同じものでそのまま増幅して出すものですから、現在の第3世代の携帯電話を現在入れている周波数で、今度新たにLTEのサービスを事業者が入れようとする、満たすべき技術基準が変わってくるということで、技術基準適合証明等を取り直さなきゃいけないという手間がございます。物が使えるのにそういう手間があるのは普及に際して障害になるのではないかとということもございますので、下段、改正後でございますけれども、一番左側、第49条の6という条項を立てまして、ここに陸上移動中継局、小電力レピータという共通部分を抜き出しまして、新たに携帯無線通信の中継を行う無線局というような条項を1つ立てるものがございます。

こちらに適合しているものについては、方式に関係なく、従来の方式と新たにLTEというのを含めたものについて、どれでも増幅できるというような形にしようという改正でございます。

こちらにつきまして、制度に反映するというので、本文の2ページ目でございます。ちょっと前後して恐縮でございます。

改正省令ということでございまして、関係規定、これが諮問のタイトルがす

ごく長くなった原因でございますけれども、電波法施行規則のほうで、こちらは特定無線設備に指定する規定に中継を行う無線局を追加するというもの。免許手続規則のところ、新たに第49条の6という1条を設けましたので、こちらについて手続を入れていく。この中継を行う無線局の細かい技術基準のところを無線設備規則に反映いたします。空中線電力の許容偏差ですとか、副次的に発する電波等の限度、あるいは無線設備の条件、ここで第49条の6と括弧内の最初にありますが、これが新たに加えた携帯無線通信の中継を行う無線局というものでございます。

そのほか、第49条の6の3から第49条の6の5まで、あるいは第49条の6の9、こちらについては、従来、個別の規定に入っていた規定を抜きますので、そういった規定の整備等々がいろいろなところに反映してきます。

こうした無線中継を行う無線局につきましても、技術基準の適合証明の対象とするということで、(4)でございますけれども、第2条、特定無線設備等というところに、技適の対象設備としてこれを加える等の改正を行います。

あわせて、告示の部分で、既存の2.5ギガの開設指針ですとか、3.9世代の移動通信システムのための開設指針、こちらの改正もありますけれども、こちらは、ほかの条文が変わった関係でのハネ改正という形になりますので、規定の整備の範疇でございます。

こういう形で既存の規定を整備いたしまして、新しい技術を導入しやすくするというものでございます。

この改正につきましては、本日ご審議いただきまして、ご答申いただければ11月1日施行という形で進めていきたいと考えているところでございます。

簡単でございますが、以上でございます。

○原島会長 ありがとうございます。ご質問、ご意見等ありますでしょうか。

一言ちょっとご説明いただきたいんですが、資料の6ページを見ますと、整

理イメージということがあるんですが、このうち小電力レピータについては、もともと3つの方式があるうちの2つだけを統合して、1つは残ってしまっておりませんが、その意味について。

○田原移動通信課長 この第49条の6の6のところのご指摘かと思えますけれども、こちらについてはTD-CDMAという方式、同じ周波数をピンポン方式で使う方式の技術基準でございます。

こちらの方式でございますけれども、実際に現在使われておりません。実際にサービスに供されていないということがございまして、今回、具体的なニーズがないということと、使っている周波数帯も違う周波数帯でございますので、今回は改正の対象としておりません。

今回対象といたしますのは、残りの2つのところですが、こちらは2つの周波数ペアを使うFDD方式で通信をする携帯電話の方式、ここに限って改正を行っています。

○原島会長 現在使っていないということは、しかるべき近い将来にこの第49条の6の6は意味がなくなってくると。

○田原移動通信課長 こちらにつきましては、2GHz帯の第3世代携帯電話の国際共通バンドであり、従来から15メガあるわけでございますけれども、こちらをどのように使用していくのかということにつきましては、また技術的な検討等を踏まえて、もう一度検討する必要があると考えております。

総務省で検討している方針等でも、こちらの活用について引き続き検討していくということでございますので、その中で新たな議論が出てきましたら、同じような改正を行うかもしれませんし、何もなければ、将来、規定の整理というのものもあるかもしれません。

○原島会長 わかりました。ほかにいかがでございましょうか。

○前田代理 1つ、パブコメの件で教えてください。個人の意見の中に、最初

のところいろいろなことが書いてありますが、そもそもは技術基準には関係ないと、そういうことですか。

○田原移動通信課長 そういうことでございます。

○前田代理 運用の仕方の問題。

○田原移動通信課長 パブコメの個人の方のご指摘は、中継局の話とはまた違って、フェムトセルという別の方式のことで、今まで導入にあたって事業者間でいろいろあった関係等ございまして、そのことを指していると思われまして。ですので、今回のこの改正とは直接関係がないということですので、そのような回答にさせていただいています。

○前田代理 この小電力のレピータというのは、直接、最終ユーザーと通信することはないのでですか。

○田原移動通信課長 最終ユーザーとは通信いたします。窓辺に置いて外のアンテナで引き込んで、屋内でもう一度送信することにより、屋内でも使いやすくするというのが、この小電力レピータでございます。

ご意見であったのは、外部から直接携帯の電波を受けて再度発射するものではなく、建物まで有線、光ファイバー等を使って持ってきて、屋内で個別のユーザーさんに対して使うもの。ここの有線回線の部分の使い方等も含めて、調整の仕方とか、いろいろあるというところに対するご意見ということで、技術基準的にも別の無線局の扱いになります。

○原島会長 よろしいでしょうか。

○前田代理 すいません、先端と1対1でやっているか、インターネットみたいにネットワーク状になっていて、だれでも使えるような仕組みのところとは全然違いますよね。

○田原移動通信課長 フェムトセルは途中インターネットとか使うんですけれども、そこを通じて、先に小さな基地局があるというイメージです。レピータ

は、基地局の先に出先の中継局があるということで、無線の使い方が違うということで技術基準も分けてございます。フェムトセルは基地局に準じた形の規定になってございます。

○原島会長 よろしいでしょうか。

それでは、諮問第25号につきましては、諮問のとおり改正することは、適当である旨の答申を行うこととしてはいかがかと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○原島会長 よろしければ、そのように決することといたします。

答申書につきましては、所定の手続により事務局から総務大臣あて提出をお願いいたします。

(2)「周波数再編アクションプラン」(平成23年9月改定版)の
公表について

○原島会長 次に、報告事項でございます。「周波数再編アクションプラン」(平成23年9月改定版)の公表について」につきまして、竹内電波政策課長から説明をお願いいたします。

○竹内電波政策課長 竹内でございます。お手元の資料、周波数再編アクションプランの公表についてという資料をごらんいただければと思います。ダブルクリップでとまっております、外していただきますと2つに分かれますけれども、その上のほうについておりますA4横の資料でご説明申し上げます。後ろについておりますのは別紙で、アクションプラン本文全体で、多少ページ数多うございますので、横判の概要で全体のご説明を申し上げます。

表紙をおめくりいただきまして、アクションプランの概要、それからポイン

トについて記載をいたしております。

この周波数再編のアクションプランと申しますのは、毎年度、私ども実施しております利用状況調査の結果、この利用状況調査につきましては本審議会に諮問答申を毎年度いただいているところでございますけれども、その結果を踏まえまして周波数の再編について、どういうスケジュールでどういう内容を変えていくのかということについて、定期的に改定しているものでございます。

今回の改定のポイントのところがございますように、昨年11月に取りまとめられましたワイヤレスブロードバンド実現のための周波数ワーキンググループの結果、700/900MHz帯について、特に迅速な周波数再編を行うということが決定されておりますので、そのための具体的な取り組みについて記載しているものでございます。

もう1枚おめくりいただきまして、2ページ目と3ページ目に今回の改定の主なポイントを記載しておりますので、その要点をご紹介します。

2ページ目は、700MHz、それから900MHz帯の再編の内容でございます。ページの上のところに現在の周波数割当計画の内容を図示いたしております。

700MHz帯につきましては、ここは従来、地デジで使われていた部分があいてくるということで赤の斜線を引いておりますところと、その上にFPU/特定ラジオマイクというものに現在割当てられております。

この700MHz帯につきましては、一番上の欄に書いてございますが、本年の5月26日に成立いたしました電波法の一部を改正する法律に基づいて、迅速かつ円滑な周波数移行を進めるということで、この帯域を携帯電話に新たに割当て可能にしようということでございます。

この電波法改正につきましては、既に以前、ご説明を差し上げているかと思っておりますけれども、国際的な携帯電話の周波数の利用の状況と調和のとれるよう

な形で、できるだけ広い周波数を携帯電話に割当てできるようにすることで、移行を伴う場合に移行費用を跡地の周波数を利用する方に負担していただくことを可能にするための法改正を行ったというものでございます。

したがいまして、この700MHz帯を携帯電話に割当て際にも、諸外国と同じような利用方法を可能とするためには、赤の斜線をつけている部分だけを携帯電話に割当てということでは不十分でございまして、FPU/特定ラジオマイクと書いております紫で塗った部分につきましても携帯電話で使えるようにして、上り下りでペアで使えるようにしていく必要がございます。そのために、2番目の欄にございます800MHz帯FPUにつきましては1.2GHz帯、または2.3GHz帯に移行していただく必要がございます。この局につきましては、現在、114局運用しております。また、特定ラジオマイク、これは放送局でございませうとか、劇場で使われているプロ用の高品質ラジオマイクでございませうが、これも地上デジタル放送の周波数帯のホワイトスペース、または1.2GHz帯に移行させることが必要になってまいります。

また、ITSにつきましては、710～770MHz帯のうち、10MHzの幅を割り当てるということで、そのための技術基準を本年度中に策定するというところでございます。

一方、高いほうの周波数でございませう900MHz帯につきましては、これも現在の割当計画では、赤の斜線を入れた部分を新たに携帯電話に使えることになるわけでございますが、諸外国と調和のとれた割当方式にしよういたしますと、この900MHz帯の中で上り下りを45MHzずらした形でペアバンドをつくって割当てていく必要があるということで、その下にございませうMCAシステムでございませうとか、電子タグのシステム、それからSTL/TTLというシステムにつきましては、それぞれ移行期限を定めた上で、別の周波数に移行していただくという具体的な計画を定めるものでございます。

また、パーソナル無線につきましては、一時期100万台を超える利用がございましたが、現在は利用が2万を切っておりますので、最終使用期限を平成27年11月30日にするというようなことで、速やかな携帯電話の導入を可能にしようというものでございます。

次のページ、3ページ目をごらんいただきたいと思います。それ以外の周波数帯でのポイントでございますが、まず一番上でございますが、1.7GHz帯でも携帯電話の利用可能性を広げようということで、具体的にどこを広げるかというのが、これも赤の斜線で示してある部分でございます。

1つは、平成24年度中に、一番左側の赤の斜線と中ほどにございます斜線の5MHzのペアで10MHzの幅を24年度中に確保できるように調整するということ。

それから、その少し上の東名阪以外というところで10MHzの幅のペアバンドがございますが、この部分については、現在、東名阪地域でしか利用ができない、携帯電話では東名阪でしか使えないというふうになっておりますが、その使用可能地域を拡大することについて検討するというものでございます。青で塗ってありますところは、現在、イー・アクセス社が、緑で塗ってある部分はNTTドコモ社が使用している部分でございます。その隣の周波数、あるいは他の地域への拡大を可能にするというものでございます。

また、BWAの高度化・周波数の拡大ということでは、かつてモバイル放送に割当てておりました周波数、赤で塗ってある部分でございますが、この部分につきましてBWAで利用可能にしようということで、そのための技術基準を平成24年度中に策定するというものでございます。あわせてBWAの周波数帯全体にわたる高度化を可能にするというものでございます。

このほか、下の3にございますように、40GHz帯での列車や航空用無線を可能にしたり、あるいは80GHz、120GHz帯という非常に高い周波

数で高速通信を可能にするための制度整備を今年度、あるいは来年度に行うというもの。

それから、ホワイトスペースにつきましては、エリアワンセグについて今年度中の制度整備、そして公共ブロードバンド移動通信システムで使っておりますVHF帯においても、平常時に多様な利用を可能にするための技術的検討を進めるということ。それから、UHF帯のホワイトスペースにつきましては、さまざまなシステム、エリアワンセグ以外にもさまざまなシステムがございますので、こういったものについての共用条件を検討するという内容でございます。

こうした内容につきましては、1カ月間、パブリックコメントを招請いたしまして意見を求めておりましたところ、4ページ、5ページにございますように、32の方からご意見が提出されたところでございます。

ポイントのみご紹介させていただきますと、まず、(1)の意見は、基本的にこの再編案について賛成ということで、携帯電話事業者やメーカーから賛成というご意見でございます。

それから、(2)と(4)の意見につきましては、周波数移行を行う際に、現在使っている方々への過度の制約や負担が生じないような形で進めてほしいというような意見が、現在そういったシステムを使っておられる方々、具体的には(2)は放送利用者の方々、(4)につきましては自営系の無線を使っている、あるいは運用している方々から寄せられております。

(3)につきましては、ホワイトスペースにさまざまなシステムを導入する際に、現在の地上デジタル放送受信に障害を与えないようにということで、これは放送事業者からの要望でございますが、いずれも原案を修正する必要はない運用上の要望等で、今後の施策を進める上での参考ということでの扱いで、修正はなしということでございます。

5 ページ目にもございますが、時間の関係で内容は省略させていただきたいと思っております。

今後、このアクションプランに基づきまして、周波数割当計画の変更や技術基準の策定等を迅速に進めてまいりたいと思っております。

説明は以上でございます。

○原島会長 ありがとうございます。ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

報告ということですが、よろしいでしょうか。それでは、ありがとうございました。

(3) 700 / 900 MHz 帯移動通信システムに係る参入希望調査の結果について

○原島会長 次に、報告事項といたしまして、「700 / 900 MHz 帯移動通信システムに係る参入希望調査の結果について」につきまして、豊嶋高度道路交通システム推進官からご説明をお願いいたします。

○豊嶋高度道路交通システム推進官 お手元の横判の資料をごらんください。700 / 900 MHz 帯移動通信システムに係る参入希望調査の結果について、報告いたしたいと思っております。

ページをおめくりいただきますと、目的としましては、700 / 900 MHz 帯の携帯電話の導入に向けた制度整備の検討、具体的には、先般御説明しました改正電波法に基づいて開設指針等をこれから策定していくに当たりまして、その参考とするために総務省において実施したものでございます。

調査の位置付け自身は、あくまでも回答は任意で求めておりまして、調査の対応によって、実際の申請の可否・内容を拘束するものではないということな

ので、あくまでも任意に調査をお願いしたものでございます。

実際の対象は、導入の計画を有している者を対象としましたが、調査の方法としては、8月2日から31日までにかけて、報道発表をしてパブリックコメントの形式で実施させていただきました。ですから、提出等も自由にしてくださいということで募集させていただきました。

その結果についてですが、別紙のとおりということで、1枚おめくりいただきますと、その調査結果がございまして、この別紙の表につきましては、既に9月6日の段階で総務省のほうから、この別紙を調査結果ということで発表させていただいております。

この別紙のほうを御覧いただきますと、参入希望調査に対して実際に提出があった会社は5社、グループで言うと4グループになります。イー・アクセス、それとNTTドコモ、KDDI・沖縄セルラー、ソフトバンクモバイルの4グループになっております。

それぞれ提出した内容を簡単に表にまとめておりますが、主なところだけを紹介したいと思います。

まず1つ目が、1の(1)のところ、700MHz帯、あるいは900MHz帯の周波数の割当てを希望する理由としてですが、全社とも共通しているのは、いわゆるトラヒックの増加への対応という点でございます。

その他に、各社それぞれ加える理由がございまして、例えばイー・アクセスの場合は、競合他社との競争力の確保、あるいは高速なデータ通信の導入等を挙げております。あるいはKDDIにつきましては高速なデータ通信の実現、ソフトバンクモバイルについては同じように800MHz帯保有の競合他社との同等のカバーエリアの展開等を理由として挙げているところでございます。

実際に割当てを希望する周波数帯及びその周波数の幅でございまして、4社のうち、900MHz帯は4社とも希望として挙げておりまして、そのうち3

社については900MHz帯、700MHz帯どちらかということで、挙げています。ソフトバンクモバイルについては、900MHz帯のみを希望されているということでございます。

帯域幅については、基本的には700MHz帯900MHz帯、どちらもそうですが、15MHz幅×2、いわゆるFDD方式で15MHz幅の上下というのを希望しております。ただし、イー・アクセスにつきましては、700MHz帯については15MHz幅×2、又は10MHz幅×2と、ここは幾つかの候補を挙げられております。

1の(3)で導入する技術については、どの会社についても最終的にはLTEの導入を念頭に置いているということで、導入する時期については、各社表現が早期にと言ったり、平成24年度にすると言ったり、時期については各社ありますが、LTEの導入を念頭に置いているということでございます。

1つ飛ばしまして、周波数の割当てに関してですが、そのうちの2の(2)、(3)でございます。今回パブリックコメントをしました際に、いわゆる、これから認定をするに当たって免許人が満たすべき要件、あるいは複数の申請があった場合の審査方法について留意してほしい事項があったら御記入くださいということで募集させていただきましたが、ここは、各社それぞれ御意見がいろいろ出てきたところでございます。

順番にかいつまんで申し上げますと、イー・アクセスさんの場合については、免許人が満たすべき要件として、割当周波数でのLTEの導入というのをまず義務化した上で、ネットワークシェアリング、SIMフリー端末の提供と、いわゆるネットワークの開放という点を条件とすべきだと。あるいは人口カバー率、計画の確実性。

NTTドコモについては、システムの安定運用の能力、財務的基礎、あるいは有効利用の技術力。

KDDIについては、周波数の有効な利用計画、財務的基礎、従来のサービスからの連続性、あるいは研究開発等の取組。

ソフトバンクモバイルについては、周波数の利用実績、あるいは財務的基礎。また、900MHz帯については、800MHz帯の割当てを受けていない者に限るべきだという提案がございました。

競合が起こった場合の留意すべき事項という点に関しては、これまた各社さまざまございまして、イー・アクセスについては、LTEの人口カバー率、あるいは料金水準。あるいはネットワークの開放度、例えばMVNOユーザーの比率とか、そういうものを挙げております。それと、周波数のイコールフットディングという観点。

NTTドコモについては、周波数のひっ迫度合い、単位周波数当たりの利用者数というものを指標にすべきではないか。あるいは研究開発能力、国際標準化の実績等の有無。

KDDIにつきましては、先ほど申し上げた免許人が満たすべき要件というものについて、それぞれその度合いの程度で選ぶべきじゃないかと。

ソフトバンクにつきましては、今回、周波数の移行という話がありますが、その移行費用の負担可能額の多寡よりも、周波数のひっ迫度合いをまず優先していただきたい。800MHz帯の未割当者を優先すべき。あるいは設備投資の実績を踏まえるべきだというような意見が出ております。

その他、(4)で、今回、周波数の移行が絡みますので、移行に関して留意してほしい事項、あるいは、その他の意見ということもあわせて提出がございまして、移行に関しましては4社とも大体共通しておりまして、移行費用の明確化等を図ってほしい。あるいはNTTドコモ、KDDIにつきましては、移行にあたって交渉していくわけですが、交渉窓口の一本化、あるいは手続の簡素化・簡略化等の意見が出ております。

その他の意見として、イー・アクセスとKDDIについては、700/900MHz帯について、どちらか一方の認定を受けた場合、他方の認定は受けられないというような点について配慮してほしいという点が出されております。

あと、NTTドコモとKDDIについては、共通したものが出ておまして、700MHz帯について、テレビ受信系の装置に対する検討が必要と書いてあります。ちょっとわかりにくいですが、いわゆるテレビについているブースターを含めまして、携帯電話を導入するときに、地デジに影響がない状態、あるいは影響を及ぼすことがないように措置するとともに、あるいは、そのための措置を講じなければいけないとすると、どのくらいの影響が出るのかというのを割当てに当たってしっかり検討してほしいということを掲げております。

ソフトバンクについては、900MHz帯の割当て時期については、なるべく早くという意見が出ております。

今回は、あくまでも任意で自由に意見を提出していただいた次第でございますが、改正電波法が8月31日に施行されましたので、以後、この調査結果を踏まえて開設指針案を策定して、しかるべき時期に電波監理審議会に指針案、それに伴う省令等の規定と併せて諮問して、御審議いただきたいというように思っておりますので、報告とともに引き続きよろしくお願いたしたいと思っております。よろしくお願いたします。

○原島会長 ありがとうございます。御質問、御意見等ありますでしょうか。

今回は、あくまで参入希望調査ということで、実際のところはまだまだどうなるかわからないということで、とりあえず、これを参考にして開設指針等の策定等を行っていくということでございます。

○前田代理 1つは、900MHz帯で、みんな希望は15MHz幅×2となっておりますが、これをとると一杯になってしまっって、他はとれないということなのですねというのと、もう一つは、これを分割するというようなことは可能

なのかどうか。それは、どうでしょうか。

○豊嶋高度道路交通システム推進官 まず、前段、総量の話なんですけど、このパブリックコメントを求めるときに、それまでに実際検討している情報は全て公開しています。先ほど紹介があったワーキンググループの報告も含めまして、それを前提に出してほしいということなのですが、まだ確定しているわけではないのですが、おおよそで言うと900MHz帯については、15MHz×2というのが分量的にはいっぱいじゃないかと。近隣の他のシステムの干渉等の検討もしておりますが、おそらく量としては、この幅がいっぱいじゃないかと。

それは、各社には既に検討するに当たっての前提として参考資料として提示しておりますので、逆に言うと、ここの900MHz帯は、各社の15MHzの希望を仮にそのまま反映する場合は1社のみの割当てにならざるを得ないかなというのが今の状況でございます。

あと分割が可能なのかという話については、まさに、この900MHz帯にどういうシステムを導入するのかということと大きく関係すると思います。簡単に言ってしまうと、小分けをするということは物理的には可能かもしれませんが、逆に言うと、移動通信の高速性においてはより遅くなってしまいます。より高速化を目指すのであれば、例えばLTEというのがございますけれども、帯域の広いものを用意すればするほど、より高速化が図れるということでございますので、物理的な分割の可能性と逆にその幅の中でできることというのは、どうしても多く入れると逆にスピード的にあまり上がりにくいという関係に立ちますので、その辺りの割当てをどうしていくのかなということは、ちょっと検討していく必要があります。

実はこの調査自身もそういうことを検討するに先立って、市場においてどういうことを考えているのかということ幅広く意見を聞いてみたいという思い

がございまして実施したところでございます。おそらく15MHzで、いわゆるいっぱいいっぱい使った状態でLTEの高速化をしたいというのが、どうも4社の希望のように見受けられますが、最終的な検討は今始めたばかりですので、また案としてまとまった時点で報告させていただければと思っています。

○原島会長 ほかにございますでしょうか。

○前田代理 それから、これを増波と考えるのか、先ほどのようなLTEを入れるからこの幅だという、そういう新しい技術を重要視するかどうかでも結果が随分違うのかなという気はします。それから、もう一個は、仮に増波というふうに考えたときに、他の周波数のところとの入れ替えとか、そういうことは全然考えない。単純にここの幅の話だけと、そういうことなのですか。

○豊嶋高度道路交通システム推進官 そこは、まだ最終的に整理しなければいけないかなと。御質問と若干それるかもしれませんが、今回の中でも例えば800MHz帯の割当てを受けていない人を優先すべきだというご意見も出ておりますので、900MHz帯の帯域だけを見て基準をつくっていくということだけなのか。それとも、いわゆる他の帯域ももし割当てを受けている方がいらっしゃれば、その帯域も含めた判断をするべきなのかということもございます。御回答いただいたのは、既存の携帯電話事業者だけではありますが、既存の人しか申請してはいけないという前提で募集したわけではございませんので、その辺りも含めて考え方をちょっと整理してまいりたいと思っています。

ただ、技術的には、既にサービスが一部違う帯域で行われたりしておる事実もありますし、LTEのサービスも一部始まっておりますので、その辺りの動向を見据えながら、おそらく基準作りのほうに関係してくるかと思っておりますので、まさにこれらも踏まえまして検討を進めてまいりたいと思っております。

○原島会長 ほかにありますかでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、報告ということにさせていただきます。

以上で総合通信基盤局関係の審議は終了いたします。ありがとうございました。

(総合通信基盤局職員退室)

(情報流通行政局職員入室)

付議・諮問・報告事項（情報流通行政局関係）

○よさこいケーブルネット株式会社及びテレビせとうち株式会社を当事者とした再放送同意に関する裁定処分に係る異議申立ての付議について

(付議第2号)

○原島会長 お待たせいたしました。それでは、審議を再開させていただきます。

本日付議されました付議第2号「よさこいケーブルネット株式会社及びテレビせとうち株式会社を当事者とした再放送同意に関する裁定処分に係る異議申立ての付議について」につきまして、小笠原衛星・地域放送課長から説明をお願いいたします。

○小笠原衛星・地域放送課長 それでは、お手元の付議第2号説明資料という資料で説明させていただきます。

1枚おめくりいただきまして2ページ目でございます。順次、ページに基づきまして説明いたします。

異議申立てでございますが、平成23年7月21日に行われました。しかし、提出された書類に形式上の不備がございまして、補正をお願いし、正式な受理をしたのが平成23年8月4日ということになっております。

申立人は、よさこいケーブルネット株式会社ということですが、対象

になっております処分は3に書いてありますが、今年の平成23年6月21日付で行われました処分であり、高知県のケーブル会社であるよさこいケーブルネット株式会社から旧有線テレビジョン放送法第13条第3項の規定に基づきまして裁定申請が行われました。これにつきまして総務大臣から不同意の裁定という処分を行ったわけですが、それが今回の異議申立ての対象になっております。

異議申立ての趣旨と理由でございますが、その裁定処分につきまして、旧有線テレビジョン放送法の第13条第5項、下の注1というところをごらんください。

その下の3行でございますが、「総務大臣は」以下、放送事業者が再送信に係る同意をしないことについて、正当な理由がある場合を除き同意すべき旨の裁定をするということになっております。

そこに言う正当な理由の解釈の適用を誤って同意すべき旨の裁定をしなかったということで、違法、不当であるということが異議申立ての趣旨と理由ということでございます。

法律的には、一番最後の注2をごらんいただきますと、異議申立ては平成23年6月21日付けで旧有線テレビジョン放送法に基づいて行われているものではございますが、今般平成23年6月30日に施行されました改正放送法の附則によりまして、新放送法の第144条第3項に定められる裁定とみなすということでございます。

以下、参考資料でございますが、3ページをごらんください。

今回、よさこいケーブルネットがテレビせとうちに対して求めています放送、これを区域外再放送と呼んでおりますが、それが何かということについてイメージ図をかいております。

3ページの下の方、A県、B県と書いてございますが、本件について言いま

すと、A県が香川県と岡山県ということになります。そしてB県が高知県ということになります。香川県と岡山県のテレビせとうちという放送局の放送波を、放送対象地域外の高知県に再放送したい、そういったことをよさこいケーブルネットがテレビせとうちに対して求めておりましたが民民では協議が調わなかったということでございます。

ちなみに法律上は、区域外再放送の概要の下の○でございますが、「放送事業者の番組編集上の意図」ということを尊重いたしまして、ケーブルテレビ事業者が再放送を行う場合にあたりましては、放送事業者の同意を得ることが必要ということが放送法の第11条に規定されているところでございます。

次に4ページ、これまでの裁定申請から異議申立てまでの経緯について、ちょっと簡単に書いてございます。

裁定申請自体は、平成22年6月24日ということで行われておりまして、裁定が行われたのが、平成23年6月21日ということでございます。その後、8月4日、異議申立書の受理を行ったのは、先ほど申し上げたとおりでございます。

5ページは、念のため再放送同意に関する旧法の規定を書いております。

それから、6ページでございますが、先ほど申し上げました最初の2行、「再送信に係る同意をしないことにつき正当な理由がある場合」という法文上の規定について、総務省として、その解釈のガイドラインを定め公表しております。

具体的には、ゴシックの1と2というところをごらんください。正当な理由がある場合がどういう場合かということについて、まず、ゴシックの1でございます。放送番組の同一性、チャンネルイメージの確保にかかわる場合ということを1つ目の例として挙げております。例えば放送番組が一部カットして放送される場合、あるいは意図した時間帯と全く違う時間帯で、異時再送信される場合、そういったことを想定しております。

それから、ゴシックの2番目をごらんいただきたいんですけども、区域外再送信の場合も、番組編集上の意図が侵害されないようにすることが放送事業者の同意を得なければならないということの趣旨でございますが、それとあわせて受信者の利益を考慮する必要があるのではないかとということでございます。例えば地域間の関連性、通勤を行っている人が、問題となっている地域間にどれぐらいあるのかといったようなことを要素として勘案し、先ほどの放送事業者の番組編集上の意図ということとあわせて、受信者の利益ということもちょっと考慮して判断すべきではないかとということでガイドラインを定めたところでございます。

次に、7ページでございます。念のため、先ほど申し上げた当事者の地域関係を再掲してございますが、(2)をごらんください。

よさこいケーブルネット自体は高知県須崎市、土佐市というところを業務区域としているところでございますが、そのよさこいケーブルネットがテレビせとうちという、放送対象地域としては岡山県、香川県でございますが、(3)にありますとおり、希望しておりますのは西讃岐、つまり、香川県のテレビジョン中継局の放送の再放送について同意を求めたが、協議が調わず裁定申請に至ったというところであります。

それから、8ページでございますが、同意すべきとは認められない旨の裁定をした判断について簡単にまとめてございます。

2つの要因について判断しておりまして、1つ目がテレビせとうちの主張として整理されている、再送信が行われると放送の地域性に係る意図、先ほど申しました放送事業者の番組編集上の意図ということが侵害されるのではないかとということに対する判断でございますが、一番上の侵害の程度というところにありますとおり、まず、放送の地域性に係る意図の侵害ということは一定程度認められるということを行った上で、では、受信者の利益の程度はどうかとい

うところを判断しているのが、その下の2行目でございます。テレビせとうち株式会社の放送対象地域である香川県と申請者の業務区域の高知県、その間の人と物の交流、例えば通勤通学の人との交流、あるいは経済的な取引、買い物に行っているかどうかといったことの交流等々、そういったことを判断すると、やはり地域の連関性が極めて小さく、したがって、受信者がみずからの生活に必要な地域情報の取得といった観点からは、受信者の利益は極めて小さい、そういった判断をしております。

そうした地域性に係る意図の侵害と受信者の利益ということと比較衡量した結果、再送信に同意をしない正当な理由と認められるという判断が行われているわけでございます。

それから、最後のページでございますが、今回申請のありました位置関係を地図にしてみました。この申請者のよさこいケーブルネットが求めておりました区域が黄色で塗ってあります土佐市、須崎市という地域でございます。この地域の、かなり上のほうにありますけれども、香川県のテレビせとうちというテレビ東京系のテレビ局の放送を、ここまで持ってきてほしいといった申請でございました。

以上、今回付議をお願いしたい異議申立ての案件の説明でございました。以上でございます。

○原島会長 ありがとうございます。ご質問、ご意見等ありますでしょうか。

参考までに、高知県の中のある特定の地域のケーブル会社が申請しているわけですが、高知県のほかの地域のケーブル会社がテレビせとうちの番組を再放送しているということはあるのでしょうか。

○小笠原衛星・地域放送課長 これはございません。

○原島会長 ない、ここだけ同意を求めているということでございますか。

○小笠原衛星・地域放送課長 はい。

○原島会長 よろしいでしょうか。

それでしたら、付議第2号につきましては、規則上、審理を開始する必要がありますので、審理を主催する主任審理官として佐藤審理官を、主任審理官を補佐する補佐審理官として中道審理官を指名することといたします。

なお、本件は異議申立てが受理された日から30日以内に審理を開始する必要がありますので、よろしくお願いいたします。

(1) 207.5MHz以上222MHz以下の周波数を使用する

移動受信用地上基幹放送局の予備免許について（諮問第26号）

○原島会長 次に、本日諮問されました諮問第26号「207.5MHz以上222MHz以下の周波数を使用する移動受信用地上基幹放送局の予備免許について」につきまして、佐々木放送政策課長から説明をお願いいたします。

○佐々木放送政策課長 それでは、お手元の諮問第26号説明資料に基づきましてご説明申し上げたいと思います。

「207.5MHz以上222MHz以下の周波数を使用する移動受信用地上基幹放送局の予備免許について」ということですが、いわゆるV-Highと呼ばれておるマルチメディア放送でございます。

本件につきましては、2の経緯概要のところに既にかかせていただいておりますけれども、昨年9月に特定基地局の開設に関する計画の認定を本審議会から答申をいただいております、認定しておるものでございます。その計画に基づきまして、今回、電波法に基づく無線局免許の申請があったものでございます。

申請概要でございますけれども、申請者といたしましては株式会社ジャパン・モバイルキャストでございます。会社概要につきましては、1枚おめくりいただきまして、後ろのところに簡単なものでございますが、つけさせ

ていただいております。

もとにお戻りいただきまして、申請の概要でございますけれども、運用開始の予定期日といたしましては、予備免許の日から12月以内の日ということでございます。それから、希望する周波数及び空中線電力といたしましては、214.714286MHzで、25kWでございます。

また、無線設備の設置場所といたしまして、送信所は東京都墨田区押上1-1-2の東京スカイツリー内でございます。演奏所につきましては、東京都港区赤坂9-7-1の東京ミッドタウン内ということでございます。

また、経緯の概要でございますが、先ほど申し上げましたとおり昨年の平成22年9月9日に開設計画の認定が行われておるものでございまして、それ以降、今年の平成23年2月16日に株式会社ジャパン・モバイルキャスティングに対しまして、開設計画に係る認定開設者の地位の承継を許可したところでございます。

昨年9月の段階で株式会社マルチメディア放送が開設計画の認定を受けていたものでございますけれども、本年2月にその100%子会社に当たりますジャパン・モバイルキャスティングが承継を行ったということでございます。

それから、今年の平成23年7月24日に東北3県を除きまして、地上アナログテレビジョン放送が終了いたしましたして、東北3県を除きましては、いよいよこの周波数帯を使用することが可能になったという状況でございまして、平成23年8月24日に本件の申請が行われたというものでございます。

審査についてでございますけれども、まず、電波法に基づく審査ということになるわけでございますが、概要には書いておりませんが、欠格事由の関係の審査がございまして、電波法の第5条第1項及び第3項についての欠格事由の審査を行いまして、第7条第2項第1号の工事設計等の技術基準への適合性についての審査、第2号の周波数割り当ての可能性についての審査、第3

号の経理的基礎等の有無及び第7号の基幹放送局の開設の根本的基準への適合性につきまして審査いたしまして、いずれも適合しているという結果となっております。

具体的には、お手元の諮問書、クリップどめになっております後ろのほうの諮問書の別紙2のところに、審査結果といたしまして整理させていただいております。

また、今回の予備免許についてでございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、東北3県につきましてははまだアナログ放送が継続している状況でございます。今回の免許に使用する周波数につきましては、アナログのテレビで申しますと10チャンネルから12チャンネルあたりの周波数を使う関係がございますので、諮問書の一番最後の別紙3にございますけれども、免許に条件を付すことを考えております。

そこにおきまして、「墨田局の設置について生じる福島県における地上アナログテレビジョン放送の受信者等への影響については、周知広報の実施、相談窓口の設置及び対策工事の実施等の対策を実施すること」、この旨の条件を付すこととさせていただきます。

説明のほうは以上でございます。

○原島会長 ありがとうございます。ご意見、ご質問等ありますでしょうか。

今回、墨田局の申請ということですが、それが一番基幹となりますので今後、別の基地局がつくられる場合には、これに基づいて、これにかかわることなく認められる、そういうことございますか。

○佐々木放送政策課長 今回、この基地局は親局になりますので、これについては諮問させていただき、そういう整理になっております。

○原島会長 いかがでございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでしたら、この諮問第26号につきましては、諮問のとおり免許するこ

とは適当である旨の答申を行うこととしてはいかがかと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○原島会長 よろしければ、そのように決することといたします。

答申書につきましては、所定の手続により事務局から総務大臣あて提出をお願いいたします。

(2) 平成22年度民間放送事業者収支状況について

○原島会長 次に、報告事項といたしまして、「平成22年度民間放送事業者の収支状況について」につきまして、佐々木放送政策課長、小笠原衛星・地域放送課長、丸山地域放送推進室長からご説明をお願いいたします。

○佐々木放送政策課長 それでは、お手元の資料に基づきまして、ご説明のほうを申し上げたいと思います。

まず、地上基幹放送事業者につきまして、私のほうからご説明させていただきます。

まず、お手元の資料の5ページをごらんになっていただければと思います。こちらのほうでマスコミ四媒体別の広告費の推移を示しております。このグラフにつきましては、それぞれ年度ではなく暦年でデータがとられておるものでございます。総広告費につきましては、こちらでございますとおり、ここ3年ほど減少傾向ということでございます。昨年の総広告費といたしましては5兆8,427億円でございます。

この中で、それぞれの媒体ごとに見た場合にどうなのかということでございますけれども、テレビについては、平成21年度に比べましてプラスの1.1%ということでございまして、6年ぶりの増加ということになってございます。

それから、ラジオにつきましては1,299億円ということでございまして、平成21年度と比べますとマイナス5.2%ということでありまして、10年連続で前年比マイナスということになっております。

この中でごらんになっていただきますと、インターネットの広告費が増加傾向にあるということが見てとれようかと思えます。

昨年、名目GDPで見ますとプラス0.4%ということであったわけですが、冒頭申しました総広告費といたしましてはマイナス1.3%ということでございます。

最初の1ページ目に戻っていただきまして、地上基幹放送事業者の収支状況につきましてご説明申し上げたいと思えます。

テレビジョン放送事業者につきましては、売り上げで見ますと2兆1,418億3,000万円という数字になっておるところでございますが、前年比プラス0.7%でございます。その一方、費用のほうでございますけれども、2兆296億8,800万円ということで、前年比マイナス1.9%ということでございます。営業損益で見ますと1,121億4,200万円ということでありまして、前年が584億5,700万円ということでございますので、ほぼ倍増ということになっております。

先ほど申しあげました売り上げと費用につきまして、どちらの要因が営業損益改善に寄与しているかということにつきましては、相対的には費用のほうの圧縮の効果のほうが大きくなっておりますが、冒頭申しあげましたとおり、広告費の中でテレビジョン放送につきましては増加に少し転じているような状況がございますので、その部分についてもやや下げどまりから、やや戻ってきております。

続きまして、ラジオでございますけれども、売り上げにつきましては1,112億3,000万円ということで、前年比でマイナス5.1%。費用につきまし

ては1,114億7,900万円、マイナス6.0%ということでございまして、営業損益で見ますと2億4,900万円の赤字ということでございますが、平成21年度につきましては14億1,600万円の赤字でございましたので、赤字幅といたしましてはかなり圧縮されている状況でございます。こちらにつきましても売上高と費用とどちらもマイナスになっているわけでございますけれども、この費用の圧縮がラジオについても進んできているのかなという状況でございます。

この中で超短波放送、FM放送につきましては、去年は赤字だったわけでありまして、今年度は黒字に戻ってきている状況でございます。

地上基幹放送全体で見ますと、一番下の欄にございますが、売上高で2兆2,655億1,100万円、プラス0.4%。費用が2兆1,539億1,700万円、マイナス2.1%ということでございまして、最終的に営業損益で見ますと1,115億9,400万円の黒字ということでございます。

2ページ目をごらんになっていただければと思います。事業別の当期損益で見るときの黒字社、赤字社について整理させていただいております。

テレビの単営社につきましては、平成21年度赤字社が27社あったところ、平成22年度につきましては13社ということで、半減という状況でございます。ラテ兼営社、AM単営社、FM単営社につきましては、ラテ兼営等につきましては若干増えてはおりますけれども、ほぼ横ばい傾向といったような状況になってございます。

そういう意味では、特に一昨年、リーマンショック等がありまして、かなりの数の会社が赤字になったわけでございますけれども、そこからはやや戻ってきている感じがあるのかなというところでございます。ただ、ラジオにつきましては、半分ぐらいがまだ赤字ということで、かなり厳しい状況なのかなということでございます。

その下のグラフでございますけれども、売上高及び費用計でございます、こちらのグラフをごらんになっていただいてもおわかりいただけるかと思いますが、売り上げが平成22年度戻ってきたということがあるわけですが、費用のほうの圧縮が一層進んだということで、青いところと赤いところの差が広がっているということが見てとれようかと思えます。

それから、3ページ目でございます。営業損益、経常損益、当期損益の推移ということで整理しておるものでございますが、平成20年度に非常に大きな落ち込みがありまして、当期損益ではマイナスというところまでいったわけでございますけれども、平成21年度、平成22年度にかけまして回復が進んできたという状況でございます。

それから、その下のほうの売上高営業利益率の事業別の推移でございますが、こちらにつきましては震災等の影響がありまして、平成22年度の全産業のデータは財務省から発表されていない状況でございますけれども、地上系の放送全体で見ますと、こちらが5.0%というところまで回復してきております。中でもテレビで見ますと5.2%ということで、全体を引っ張り上げているような格好になっております。

それ以外につきましては、ラジオにつきましてはFMが0.5%のプラス、前年がマイナス0.8%でしたので、こちらのほうは回復、黒字に戻ってきた関係でプラスになったということでございます。また、AM・短波につきましては平成22年度もマイナス1.0%ということでありまして、3年連続売上高営業利益率がマイナスになってしまったという状況でございます。

それから、4ページ目をごらんになっていただければと思います。キー局、準キー局、ローカル局に分けて分析をしたものでございます。

売上高につきましては、こちらにあるとおりでございますけれども、この3年程度を見ても、キー局が占める割合というのが50%内外ぐらいのと

ころでほぼ変わっていないような状況でありまして、あまり大きな変化はございません。営業利益につきましては、費用との関係がありますので、この下のほうのグラフをごらんになっていただければおわかりいただけるかと思いますが、平成20年度以降の回復の過程におきまして、それぞれカテゴリーで伸びてきているところがございますけれども、その他のローカル局の伸び方が相対的に大きくなっております。

この関係でキー局が、営業損益全体で見た場合に占める割合というのは、平成20年度につきましては82.7%ということで8割を超えていたわけですが、平成22年度につきましては50.2%ということで、半分ぐらいのところまで下がってきている状況でございます。

地上系につきましては以上でございます。

○小笠原衛星・地域放送課長 それでは、続きまして6ページ、衛星系放送事業者の状況について、簡単にご報告いたします。

数字のところでは営業収益というところをごらんいただきまして、まずBS放送でございますが、空色のBS放送と書いてあるところの横の欄、衛星放送事業というところの数字をごらんいただきますと1,126億円ということになっております。これがBSでございます。

それから、同じ基幹放送の東経110度CSというところ、これまた空色のところに書いてございますが、CSの横の右の下の数字をごらんいただくと衛星放送事業というところでございますが、そこに約519億円という数字が載っております。

それから、そのすぐ下の衛星一般放送というところ、その下に衛星放送事業というところに2,538億というふうに書いてございます。すなわちBSで1,120億円、110度CSで519億円、衛星一般放送で124度及び128度と言われている旧来のCS放送で2,538億円、そういった数字になってお

ります。

そして、衛星放送全体で言うと、マーケットとしては、一番下の合計というところをごらんいただきますと約4,185億円というところで、昨年度比プラス7.7%になっているということでございます。

それでは、1ページおめくりいただきまして、事業者の収支構造はどうなっているのかというところで、7ページのグラフのところはBS、110度CS、衛星一般という順で並んでおりますが、まずBSでございます。11社あるうちの7社が黒字ということで、去年から1社黒字がまた増えているといった構造。それから、110度CSは、13社のうち10社が黒字ということで、これもまた去年から1社増えているということでもあります。最後に、衛星一般放送というところが89社中の58社が黒字ということで、これも昨年並みの黒字の企業の数ということでございます。おおむね収益構造としても黒字の企業が比較的多い状況で推移しているということでございます。

さらに1ページおめくりいただきまして、営業収益と費用というところで、それぞれBS、110度CS、それから一般の衛星放送ということで出てございますが、8ページから9ページをごらんいただきますと、いずれも青の収益のほうがちよっと上に行っているという状況でございます。平成21年を境にBS、110度CS、すべてが営業収益が費用を上回るといった段階に達しました。

それから、9ページの下の方、衛星放送事業に係る損益の推移というところによく出ておりますが、平成21年度から緑（衛星一般放送）、青（BS放送）、赤（東経110度CS放送）、それぞれすべてがゼロの損益分岐のところを上回るようになったところでございます。

最近の収益の伸び幅というところを下でごらんいただきますと、BSの場合、平成21年度から平成22年年度にかけて57億円から93億円、110度C

Sが平成21年度7,400万円から12億6,900万円、衛星一般放送のほう
が72億円から168億円というところで、やはり3波共用受信機というメリ
ットか、110度CSのところ非常に伸びが大きい状況ということになっ
ております。

衛星放送は以上でございます。

○丸山地域放送推進室長 続きます、10ページの有線テレビジョン放送事
業者の収支状況でございます。

最初の表の上段がケーブルテレビ事業以外のインターネット接続や電話サー
ビス等も含めた全事業の状況でございますが、営業収益が9,100億円弱で対
前年比9.2%増、営業損益が8,050億円余りで9.3%増、営業損益が1,
000億円余りとなっております。

当期損益は500億円余りとなっております。また、法人全体として単年度
黒字の事業者の状況が中段の黄色い棒グラフでございますが、黒字から赤字に
転落している事業者も一部ございますので、事業者数としては黒字事業者が若
干減っておりますけれども、大勢としましては、8割超が黒字事業者となっ
ている状況でございます。

それから、表の2段目、ケーブルテレビ事業のみについての状況ございま
すが、営業収益5,500億円弱、営業費用4,900億円弱で、いずれも5～
6%の間の伸び率で、営業損益555億円となっております。下の段のグラフ
で経年的に振り返っておりますけれども、平成20年度から営業収益は増えて
きておりまして、営業利益につきましても358億円、511億円、555億
円という形で堅調に伸びてきております。

これにつきましては、地上放送の完全デジタル化に向け、アナログ放送の受
信障害共聴施設のうちケーブルテレビに切り替えられたことによる難視聴世帯
の取り込みが進んだこと、それから、難視聴世帯以外の世帯に対しても地デジ

化への対応をきっかけとした営業を進めやすかったこと等によりまして順調に伸びてきているのではないかと分析いたしております。

以上でございます。

○原島会長 ありがとうございます。ご質問、ご意見ございますでしょうか。

○前田代理 質問いいですか。

○原島会長 どうぞ。

○前田代理 最初の地上基幹放送のところで、各社とも営業損益より経常損益が増えているのは、これは、どこかに貸したり、投資したりしているということですか。何で増えているのでしょうか。

○佐々木放送政策課長 経常損益の部分について増えているのは、細かい分析はきちんとできていないんですが、主には金融資産の収入のほうが費用を上回ったということで、営業損益よりもプラスになっているという状況が発生しているんだろうということでございます。

○前田代理 そうですか。軒並みそういうことですね。みんな、お金が余っている状態にある、そういうことですか。

○佐々木放送政策課長 各社個別にはちょっと分析してございませんけれども、そういう要因が大きいのかなと考えております。

○原島会長 広告費全体、総広告費では下がっているわけですね。その中でテレビがそれなりに健闘しているというのは、一言で言うと、どのように説明すればいいのでしょうか。

○佐々木放送政策課長 やや一般的なご説明になってしまいますけれども、広告費の中でどのメディアを使って広告をしていくのかということになってまいるかと思うんですけれども、その中で相対的にやはりテレビの社会的影響力と申しますか、効果が強いといったようなことが評価されているのではないのかなと。

○原島会長 ほかのメディアに比べてということですね。

○佐々木放送政策課長 相対的にということでございます。そういう意味で、ここ6年ぶりに増になったわけでありまして、ある意味、やはり広告媒体として、特にインターネットが注目されてきて、そこが非常に大きく伸びてきているような状況であったわけでございますけれども、昨年、あるいは一昨年、広告費がぐんと落ちたタイミング、特にリーマンショック等の経済的な要因で下がったわけでございますけれども、その下がった分について、少しもとに戻したというような感じなのかなととらえているところでございます。

○原島会長 特に映像系がだんだん中心になってきたということでもない。インターネットの映像系がいろいろ出てきていますね。そういう文字系、音声系に対して映像系というような見方ではない。

○佐々木放送政策課長 もちろん、そういう点はあるかと考えております。こちらのほうの5ページのマスコミ四媒体別の広告費にございますとおり、新聞、雑誌といったあたり、あるいはラジオといったあたり、こちらのほうはずっと減少傾向が続いているような状況でございますので、この広告メディアとしての価値ということについて、相対的にということになるだろうとは思いますが、やはり映像の持つインパクトというものは引き続き評価されているんだと考えております。

○前田代理 平成23年度分はもちろんここに出ていないけれども、世の中の情勢から言うと平成23年度の広告費はものすごく落ちていますよね。経済の影響なんじゃないかなと思うけれども、平成20年度の途中からぐんと減って、平成21年度あまりにも減り過ぎたので、平成22年度若干戻したけれども、平成23年度はさらに落ちているというのが一般の状態じゃないかなと思います。

○原島会長 平成22年度というのは、今年の3月31日までですよ。

○佐々木放送政策課長 さようでございます。

○原島会長 そうすると、3.11以降の半月間分がどこかには入っているけれども、まだ大きな影響としては、データとしては見えていない、そういうこと。

○佐々木放送政策課長 ご指摘のとおりでございますして、私どものほうで東北3県につきまして、放送事業者の営業のほうにどの程度影響が生じているかということについて調査いたしました。その結果でございますけれども、この4月から6月にかけて、大体収益で見まして、県によってちょっとばらつきはあるんですが、一番厳しいところでやはり4割ぐらい収入が減っている。影響の少ないところについては2割ぐらいです。通年で見ますと、平成22年度に比べて10%強ぐらい収益が下がるのではないかといったような見通しを持っておられる状況でございます。

○原島会長 ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございました。

(3) 放送法関係審査基準の一部改正について

○原島会長 それでは次に報告事項としまして、「放送法関係審査基準の一部改正について」につきまして、小笠原衛星・地域放送課長から説明いただきたいと思います。

○小笠原衛星・地域放送課長 それでは、放送法関係審査基準の一部改正についてというA横のクリップを外していただきまして、前段の資料で説明させていただきます。

今般、110度CS放送につきまして、空き周波数について衛星基幹放送業務の認定を行うということで、審査基準の改正ということを今年の8月8日に行わせていただきました。それに先立ちまして、今年の6月4日から7月4日

までの間、この審査関係基準の改正案ということをお知らせをパブコメをかせさせていただきました結果、30社ほどの方から意見をご提出いただきました。

この結果も踏まえまして、平成23年8月8日付で、今般、110度CSの認定の審査基準について、改正したことを公表させていただき、決定させていただいたものでございます。

そのご報告でございますが、今般、改正の概要、趣旨でございます。ご案内のとおり、東経110度CS放送の特徴でございますが、いわゆる3波共用と言われているデジタル受信機に、同じリモコン上で地上デジタル、BS、110度CSということで、同じリモコン、同じ受信機で受信できるという大きな特徴がございます。したがって、地デジのハイビジョン、BSのハイビジョンということと並びまして、より一層のハイビジョン化を図るということを基本的な考え方といたしまして、審査基準を改正したところでございます。

具体的にどのようなことをハイビジョン化ということで反映したか。2つ丸が書いてございます。まず1つは、ハイビジョン化のためには、空き周波数の確保ということが必要になります。先ほどあいているトランスポンダのところを対象にと申し上げましたが、できれば、それ以上にハイビジョン化の空き周波数を確保したいと。そのために下のポツのところに書いておりますとおり、既存の放送番組について周波数をトランスポンダの中の12スロット以上返していただく。そういった申請を優先することによって、ハイビジョン化のためにより一層の周波数の確保を図ろうということが1つ目でございます。

そのようにすることによって、より多くの方々がハイビジョン化の申請ができるようにということでございますが、今度は、その中でもハイビジョン化のより一層の推進という観点からどういった基準を盛り込んだかということでございますが、やはりハイビジョン化の効果をより多くの方々に享受していただきたい。つまり、せっかくハイビジョン化するのであれば、できるだけ多くの

方に見ていただきたい。そういった観点から、視聴者の需要がより高い申請を優先するという事を盛り込ませていただきました。

それから、当然ながら、ハイビジョン化された番組につきましても、やはりきちんとした番組であることは必要であろうということで、番組審議会の開催実績等々、番組のチェックの体制といったような番組の適正を図るための措置ということについては、改めて審査項目として特出しをさせていただいたところでございます。

概要はそういったところでございますが、パブコメにこういった中身を図った結果、基本的に30社、ほぼすべての方々がハイビジョン化という基本的な考え方については賛成という意を表明していただきました。

細かい説明はちょっと避けさせていただきますが、内容については、平成23年8月9日付で報道発表させていただいたものを後ろに報道資料ということにつけさせていただきます。

今後のスケジュールでございますが、現在、8月19日から9月30日まで、今月いっぱいということで、今、認定の申請を受け付けております。10月から改正されました審査基準に基づきまして審査を行うこととなりますが、できれば年内、当審議会へ諮らせていただくことを目標といたしまして作業を進めてまいりたいと考えております。

簡単でございますが、以上でございます。

○原島会長 ありがとうございます。ご質問、ご意見ありますでしょうか。

○山本委員 よろしいでしょうか。

○原島会長 はい。

○山本委員 これは、パブコメの結果の中にも意見があったかと思いますが、視聴者の需要がより高いというところの基準、これは具体的にどのように判断されることを想定しているんですか。

○小笠原衛星・地域放送課長 これは、ちょっと具体的にパブコメの回答にも公表させていただきました。視聴需要とは、具体的には衛星放送における過去の視聴料収入ということの実績ではからせていただきたいということを公表させていただきます。

○原島会長 一方で、ハイビジョン化によって視聴料収入が上がったということは、視聴者数は減っている。無料が有料になったのがかなり増えましたよね。

○小笠原衛星・地域放送課長 はい。

○原島会長 かつ今までよりも金額が上がったというのも、ハイビジョン化しますから高くなりますということによって、むしろ金額ではなくて、サービスという意味では視聴者数がどのぐらいかということのも重要じゃないかと思えますけれども、その観点はどうなんでしょうか。

○小笠原衛星・地域放送課長 ご指摘の議論ございました。視聴者数と視聴料収入、どちらが視聴需要ということを反映しているのかということでございますが、ただ、衛星放送の番組の選び方ということをちょっと思い起こしていただきますと、110度CSの場合、基本パック42番組というところで、逆にそのほかの選択肢はあまりございません。つまり、何を選んでいるかということとはわかる、とりあえず基本パック。42番組が全部一緒になったものが月々3,980円というところで提示されていると。

次に、スカパーの128度CSということにつきましても、そういったパックセットということが非常に多うございます。したがって、今度、視聴者数ということで見た場合、それぞれの方々が一体どの番組を動機として選んでいるのか。つまり、ある方が42番組をとにかく選んでいる。その方が視聴者数にカウントされてしまうだけけれども、一体、その人は42番組のうちどれを選んでいるのかといったところが、これはアンケートをやれば多分わかることかとは思いますが、ただ正確に把握することはなかなか難しい。

一方、視聴収入でございますと、基本的には、いわゆるスカパーさんからそれぞれ毎年、あるいは毎月、いろんな基準に従って、具体的には需要の多かった番組に多く入る、そういった基本思想で配分されています。

したがって、視聴者数と収入ということをとった場合には、相対的なものではございますが、視聴収入のほうがより多く反映しているというふうには言えるのではないかとということで、今回お諮りした結果、大体、そういうことかという反応をいただいているということでございます。

○原島会長 B S、C Sについて、今回C Sですけれども、視聴率は測定されているんですか。

○小笠原衛星・地域放送課長 事業者さんごとに、各事業者さんの中で事実上やっておられるということではございます。しかしながら、例えば今、衛星放送を見ている、セットトップボックスを介して見ていました。ところが入力切りかえしちゃってほかの番組に変えました。ところが、今のC Sの各社がやっている視聴率のとり方ですと回り続けます。つまり、全然別の番組を見ているんですけども、カウント上は見ていることになっている。そういった限界もちょっとございまして、参考にはされているようです。ただ、いわゆる視聴収入の配分に完全に反映されるものというには課題がまだ残るということのようでございます。

○原島会長 周りの方から、今まで見えていたものが見えなくなったというのを聞いておりますので、その辺は一体どういうことになるのかなとちょっと気になったもので。

ほかに何かございますか。よろしいでしょうか。ありがとうございました。

閉 会

○原島会長 それでは、本日はこれにて終了といたします。

次回の開催は、平成23年10月12日水曜日、15時からを予定しておりますので、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

(情報流通行政局職員退室)